

関税法における輸出入規制について

平成 19年 12月 19日

財務省関税局監視課

関税法における輸出入規制の仕組み

- 原則として、全ての輸出入貨物は税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない（関税法第67条）。
- 関税法において、「輸出してはならない貨物」（第69条の2）及び「輸入してはならない貨物」（第69条の11）を直接規定。
⇒ 輸出入を許可しない。
- 輸出入者は、税関への申告時に、他法令による以下の貨物については、その必要な手続を完了している旨を証明する義務がある（第70条〔他法令確認〕）。
 - － ① 輸出入に関して許可承認等を必要とする貨物
 - － ② 輸出入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物⇒ 証明されない場合は、輸出入を許可しない。

輸入してはならない貨物

1号	麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら、覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）並びにあへん吸煙具	平成元年度：大麻及び覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）の追加 平成7年度：向精神薬の追加
2号	けん銃、小銃、機関銃及び砲、銃砲弾並びにけん銃部品	平成7年度：新規
3号	爆発物	
4号	火薬類	平成17年度：新規
5号	化学兵器の製造の用に供されるおそれが高い毒性物質及びその原料物質	
5号の2	生物テロに使用されるおそれのある病原体等	平成18年度：新規
6号	貨幣、紙幣、銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られたクレジットカード等及び偽造クレジットカード等の原板	平成13年度：偽造クレジットカード等の追加 平成18年度：偽造クレジットカード等の原板の追加
7号	公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品	
8号	児童ポルノ	平成17年度：新規
9号	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品	昭和45年度：著作隣接権の追加 平成7年度：回路配置利用権の追加 平成15年度：育成者権の追加
10号	周知表示の混同を惹起する物品、著名表示冒用品、形態模倣品	平成17年度：新規

輸出してはならない貨物

1号	麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）	平成18年度：新規
2号	児童ポルノ	平成19年度：著作権及び著作隣接権の追加
3号	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品	
4号	周知表示の混同を惹起する物品、著名表示冒用品、形態模倣品	

○ 輸入関係の主な他法令（①24、②7法令）

- ①
 - 外国為替及び外国貿易法
 - 覚せい剤取締法
 - 麻薬及び向精神薬取締法
 - 薬事法
 - 火薬取締法
 - 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 等
- ②
 - 食品衛生法
 - 植物防疫法
 - 狂犬病予防法
 - 家畜伝染病予防法
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - 高圧ガス保安法
 - 薬事法

○ 輸出関係の主な他法令（①12、②2法令）

- ①
 - 外国為替及び外国貿易法
 - 文化財保護法
 - 覚せい剤取締法
 - 植物防疫法 等
- ②
 - 麻薬及び向精神薬取締法
 - 道路運送車両法

輸入通関の流れ

